

## 「解体業、破砕業に係る許可基準等について（案）」に関する 意見募集の結果について

### パブリックコメントの実施及び結果

「解体業、破砕業に係る許可基準等について（案）」に関し、平成15年3月31日から4月25日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）を実施した。電子メール、郵送及びFAXにより意見を受け付けたところ、合計で110件の意見が寄せられた。

### 意見の概要及びそれを踏まえた対応等

提出された意見の要約を項目ごとに整理すると資料4のとおりであり、これらの意見を踏まえた対応及び考え方については、以下のとおりである。

## 1. 解体業に係る許可基準等について

### (1) 意見を踏まえた修正（案）

寄せられた意見を踏まえ、「解体業に係る許可基準等について（案）」のうち、基準に係る部分について下記のとおり修正を行うこととしたい。（修正後の案は資料5）

廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車の保管施設について、以下のとおり修正（資料5のp2参照）

廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該使用済自動車から廃油及び廃液の抜き取り及びその漏出防止措置が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

（中略）

二 廃油、~~廃液~~の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること

また、併せて同項目の留意事項に以下の記載を追加。

・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（２）に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。

（理由）

廃油、廃液の漏出防止のためには、これらの抜き取りと併せて、開口部に栓をする等により抜き取り後に多少残存する廃油等の漏出防止措置を講ずることが必要であることから、その旨を追加するとともに、油水分離装置では廃液の除去・分離は期待できないことから表現の適正化を図るもの。（廃液の外部流出防止措置については、標準作業書に記載を求める。）

また、そもそもこうした保管場所を設けずに、廃油等の地下浸透防止及び外部への流出措置が講じられた解体作業場へ直ちに搬入する（そのまま直ちに解体作業を行う、又は解体作業場の一部の区画に保管する）ことも廃油等の漏出防止の観点からは効果的である。本基準案は、「使用済自動車を保管しようとする場合」の基準であり、そもそも保管しない場合にはこの限りでない旨が暗に示されているところであるが、それをより明らかにするため、留意事項に記載を追加するもの。

解体作業場の満たすべき要件のうち、三（廃油、廃液の外部への流出防止措置）について、以下のとおり修正（資料５のp５参照）

三 ~~廃油、廃液~~の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがなく、かつ、標準作業書により外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨明らかにされている場合にはこの限りでない。

（理由）

屋根・壁のある密閉性の高い小規模な屋内作業場で解体を行うような解体業者では、解体作業場への風雨の吹き込みもなく、解体に先立ち廃油、廃液の回収を徹底するとともに、万一漏れた場合にも直ちに拭き取る等が可能であり、外部への汚水がそもそも発生しない場合が想定されるため。

また、併せて、「外部に汚水が流出するおそれがない」場合について、留意事項の中で具体的に示すこととする。

解体業申請者の能力に係る基準のうち、「標準作業書」に記載すべき事項のロ及びハについて、以下の通り修正（資料5のp9参照）

ロ 廃油、廃液の抜き取り、外部への流出防止及び保管の方法

ハ 解体の方法（指定回収物品及び再資源化基準に基づき回収すべき物品の回収方法を含む）

（理由）

（ロについて）

廃油・廃液の適正な処理のためには、万一漏出した場合の外部への流出防止の措置をあらかじめ検討しておくことが必要である。特に、廃液については、油水分離装置による分離、回収が行えず、事前の抜き取り及び漏出した場合には直ちに拭き取る等の漏出防止措置により外部への流出防止を図る必要があることから、これらの措置について標準作業書への記載を求めることとするもの。

（ハについて）

再資源化基準において、廃油、廃液等について回収することとされていることから、これらの回収方法についても指定回収物品と同様に標準作業書への記載を求めることとするもの。

解体業の再資源化基準中、（2）解体の方法について、以下のとおり修正（資料5のp12参照）

~~解体自動車の再資源化を促進するため、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管~~を分別回収するとともに、技術的かつ経済的に可能な範囲で再資源化を自ら実施する又は実施できる者に引き渡すこと。

（理由）

留意事項に記載しているとおり、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液については、これらを解体の工程で分別回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的であることに加え、これらを解体工程で回収しない場合には、自動車破碎残さの中に混入しリサイクルを困難なものとする等から、分別回収を求めることとしている。大型バス等の室内照明器具に使用されている蛍光管については、微量ながら水銀を含有し、「事前選別ガイドライン」においても事前回収すべき物品として掲げられているところ、これらの物品と同様の扱いとすることが適当であると考えられる。

## (2) その他の意見

その他寄せられた意見のうち主なものの内容及びそれに対する考え方は下記のとおり。  
また、下記に示したものの以外の意見に対する考え方は、資料4の中で整理した。

### ア 許可基準関係

全体的な意見として、

解体作業場、保管場所等を区分して具体的に基準を設定したこと等を評価し、本案に基本的に賛成する旨の意見が多かった。一方で、より厳しい基準を設定すべきとの観点からの意見と、本案の内容でも中小零細事業者には対応困難との意見の双方が見られた。

また、「標準作業書」により許可申請者の能力を測るとともに施設基準を補う形としている点に関しては、これを評価する意見がある一方で、標準作業書(により施設面での基準を免除すること)が抜け道となることを懸念する意見や、標準作業書の実効性を担保する手段、具体的には事業者自身による確認の徹底や行政による監査等が必要であるとの意見があった。

### (考え方)

について

本基準案は、中小零細業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするとの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。

なお、本案の内容でも対応困難という中小零細業者に関しては、現在、解体業者にも適用可能な財政面での支援措置として、中小企業金融公庫等におけるリサイクル施設等に係る低利融資制度や、固定資産税に係る課税標準の特例の税制優遇措置がある(別紙参照)。

について

標準作業書は、解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものであるか否かの判断基準の一つとして導入したものであり、施設の基準等と相まって解体業が的確に、かつ継続して行うに足るか否かを判断するものである。

各事業者においては、その内容を従業者に周知徹底させ、適切な解体作業の実施等に努めることは当然である。

また、上記の趣旨から、標準作業書を許可申請にあたり都道府県知事等に提出すべきも

のの一つとして定めることを予定しており、各事業者は、申請時及び標準作業書の内容に変更があった場合には届け出ることが必要となる。都道府県等においては、立入検査等の機会を通じ、作業が標準作業書にしたがって行われていることを確認することとなり、万一、実際の作業内容と標準作業書の内容に著しい乖離が見られる場合には、当該事業者は届出に係る自動車リサイクル法の手続き違反を問われることとなる。(なお、実際の作業が廃棄物処理法に基づく処分基準違反にあたる場合は、廃棄物処理法の改善命令の対象となる。)

## イ 再資源化基準関係

再資源化基準に盛り込むべき内容について、後の工程におけるシュレッダーダストのリサイクル促進や有害物質の削減の観点から、以下の追加、修正を求める意見が多数寄せられた。

解体にあたり回収すべきものとして「蛍光管」を追加すること

同じく、「自動車以外のごみ、異物」も回収すべきものとする

破砕前処理業者の再資源化基準と同様に「解体自動車以外のものを混入させないこと」を明示すること

また、、に関連して、そのための作業方法等を標準作業書に記載すべきこと、また異物が混入している場合に引取を拒否できるようにすべきとの意見があった。

### (考え方)

については、1.(1) のとおり対応する。

については、解体の過程で非意図的に異物が混入することは通常想定されず、破砕業者が解体業者から解体自動車の引き取りを拒否できる正当な理由の中に「異物の混入」も含める方向で検討することが適当であると考えられる。

解体業者までの段階(破砕前処理業者又は破砕業者に引き渡されるまでの段階)では、自動車以外の異物が混入されているかどうかの確認は容易であることから、引取拒否理由として定めることにより、異物が混入した形で解体自動車が引き渡される事態は原則防止できるものと考えられる。

## 2. 破砕業に係る許可基準等について

### (1) 意見を踏まえた修正(案)

寄せられた意見を踏まえ、「破砕業に係る許可基準等について(案)」のうち、基準に係る部分について下記のとおり修正を行うこととしたい。(修正後の案は資料6)

破砕業許可申請者の能力に係る基準のうち、「標準作業書」に記載すべき事項として以下を追加(資料6のp5参照)

- ・排水処理施設の管理の方法(当該施設を設置する場合に限る。)

#### (理由)

自動車破砕残さの保管施設から外部への汚水流出防止のために排水処理施設を設置する場合が想定されることから、その管理方法について標準作業書への記載を求めることとする。(これは、解体業許可申請者に対して「油水分離装置、ため枘の管理の方法」について記載を求めると同様の整理である。)

再資源化基準を以下のとおり修正(資料6のp8参照)

解体自動車をその他の破砕対象物と区分して破砕すること自動車破砕残さが他の物の破砕残さと混合しないように、解体自動車の破砕を行うこと

#### (理由)

本再資源化基準の設定の趣旨としては、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の再資源化を促進するため、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破砕残さに対してかかっていることから、破砕業者において、自動車破砕残さとその他のものが混合しないように破砕するよう求めるものである。本基準案については、これを支持する意見が多数寄せられたが、その意味をより明確にするために表現を改めるもの。

### (2) その他の意見

許可基準のうち施設に関する基準については、案の内容を支持する意見が多かった。一方、申請者の能力に関する基準(のうち標準作業書)及び再資源化基準に共通する事項

として、「自動車とその他の物の区分処理」に関する意見が大半を占めた。

具体的には、区分して破砕することは破砕業者にとって非常に負担が大きい事を指摘する意見や、現在まとめて処理しているものを、法施行後急に分けなければならないことは理解できない、との意見がある一方で、シュレッダーダストの再資源化を促進するため、また、ユーザーの負担するリサイクル料金の適正な使途確保の観点からも区分して処理すべき（基準案を支持する）旨の意見が多数寄せられた。さらに、より明確に「自動車破砕残さ以外のものを混入させないこと」と再資源化基準に明示すべきとの意見もあった。

また併せて、標準作業書において以下の事項を明記するよう求める意見が多かった。

自動車とその他のものを区分して破砕すること

解体自動車への異物混入を防止するための引取の際の作業項目（検査方法や異物が混入していた場合の対応など）

解体自動車から燃料類、廃油、廃液等（解体業者において取り除くべき物）が除かれていることの確認

（考え方）

区分することによる作業の効率性の問題や、一部の破砕業者における対応の困難さはあるものの、多くの意見にあったとおり、シュレッダーダストの再資源化を促進するために、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破砕残さに対してかかっていることから、破砕業者においては、自動車破砕残さとその他のものが混合しないように破砕することが必要である。このため、基本的に原案のとおりとし、趣旨をより明確にするため 2 . (1) に示した修正を行うこととしたい。

標準作業書に関する意見のうち、 については、留意事項にも示されているとおり、「ロ 解体自動車の破砕の方法」の中で運転管理の方法等について記載することで対応可能である。また、 、 については、引取を拒否できる要件として、異物が混入していないことや、除去すべき物品が除かれていないことを定めることにより、実態上の担保が可能と考えられる。

### 3 . その他

上記のほか、以下のような内容に関する意見が寄せられたが、これらは基準案の内容に関わるものというより、法の施行にあたって考慮すべき事項であり、今後、これらの意見も踏まえつつ、自動車リサイクル法の施行準備を進めていくことが必要と考えられる。

各自治体間の運用のばらつきに関するもの

整備業者における部品取り行為の扱い等に関するもの

廃棄物処理法の業許可取得業者の移行措置に関するもの

解体業者に対する支援措置に関するもの